

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成25年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 漁業取締船代船建造工事 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日の翌日から平成26年9月30日まで
- (4) 履行場所 岩手県知事が指定する場所
- (5) 入札方法 (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札の日において、岩手県から、県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (3) 平成25年度において岩手県が発注する漁業取締船代船建造工事の請負契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成25年岩手県告示第316号）に定める特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部水産振興課漁業調整担当 電話番号019-629-5817（入札説明書は、平成25年4月19日から同年5月7日までの日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に定める県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで交付する。なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年5月30日午後2時 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁舎5階5-J会議室（入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、同日午前10時までに(1)の場所に到着するように送付すること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 入札金額の100分の105に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納

付を免除する。

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、この公告に示した入札参加者資格を有することを証明する書類を平成25年5月7日午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。また、入札の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した当該者以外の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8) その他

ア この公告に係る契約は、岩手県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Fisheries Inspection Vessel 1 set

(2) Time-limit of tender:

2:00 p.m., 30, May, 2013 (By mail tenders must be submitted by 10:00 a.m., 30, May, 2013)

(3) Contact point for the notice:

Fisheries Promotion Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Iwate Prefectural Government, 10-1 Uchimaru, Morioka-shi, Iwate 020-8570, JAPAN TEL019-629-5817